

## 請願の提出手続のオンライン化等について（案）

請願の提出手続のオンライン化については、9月3日（火）の代表者会議における決定により、各会派の政策担当者を中心に詳細な検討を進めてきたところです。

このたび、各会派の政策担当者の協議による検討結果が次のとおりまとまりました。

### 一 実施方法等（案）

#### 1 オンラインシステムによる提出の方法

- ・ 書面による請願の提出に加え、「三重県電子申請・届出システム」による提出を可能とします。

※ 請願者の利便性を考慮し、指定フォームによる入力のほか、請願内容が入力されているファイルの添付による方法も可能とする方向で検討中です。

#### 2 請願者の本人確認の方法について

##### (1) オンラインシステムによる提出における確認方法

- ・ 事務局から請願者に ID・パスワードを配付する形とします。

※ 配付のタイミングとしては、政策担当者その他の議員から依頼があったとき等を想定しています。

##### (2) 書面による提出における確認方法

- ・ これまでも議員の紹介により本人確認を担保していたこと等を踏まえ、請願者の署名又は記名押印要件を廃止し、請願者の氏名等については記載（記名）があれば良いこととします。

#### 3 オンラインシステムによる提出における紹介議員の確認方法について

- ・ 請願者がオンラインシステムによる提出を行った後に請願内容を事務局が書面に出力します。
- ・ 紹介議員は対面で 事務局が出力した書面に署名又は記名押印を行うこととします。

### 二 今後の予定（案）

令和7年3月	<u>会議規則の改正等</u> 、必要な規定の整備
令和7年4月～	請願の提出手続のオンライン化の運用開始

【参考】本人確認方法の整理（現行制度とオンライン化後）

【請願者の本人確認方法】

	現行制度	オンライン化後
紙による提出	請願者の署名又は記名押印 により確認 ※議員の紹介により担保	氏名等の記載（記名） （署名又は記名押印の廃止） ※議員の紹介により担保
オンライン提出	— （オンライン不可）	請願者に I D ・パスワードを配付 ↓ 請願者が配付された I D ・パスワードを入力

【紹介議員の本人確認方法】

	現行制度	オンライン化後
紙による提出	請願書に署名又は記名押印	請願書に署名又は記名押印 （従前どおり）
オンライン提出	— （オンライン不可）	請願内容を書面に出力 （事務局で実施） ↓ 出力した書面に署名又は記名押印